

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年2月3日（平成28年（行個）諮問第19号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行個）答申第90号）

事件名：特定年に特定刑事施設内で撮影された本人のレントゲン写真等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月頃特定刑事施設A内医務課で撮映した大腸のレントゲン1枚並び検査結果。（特定刑事施設A）」及び「特定年特定刑事施設B内医務課で撮映した肺のレントゲン2枚並び検査結果。（特定刑事施設B）」に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し，平成27年11月26日付け東管発第4658号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

特定刑事施設Bに於て，胸の痛み，胃，腸の痛み，息切れ，タンに血液が混ざる等，じん肺の所見が見られるので，特定労働局に対して，じん肺管理区分決定申請をして，じん肺手帳を発行し，労災の申請を行うため，特定刑事施設Bの医務課に対し，じん肺健康診断の上，診断書とレントゲンの提示を求めたところ，上記の症状を訴えているにもかかわらず，じん肺の所見はないので，診断は行わないと退けられました。

指定医による医療費自己負担の診療についても認められませんでした。

これらは，人権侵害に当たるのではないのでしょうか。よく審理の上ご判断願います。

（じん肺の疑いは，特定年月社会での労災事故が原因で，医師から約10年で癌になると告知されています。）

今回のレントゲン及び検査結果の保有個人情報開示請求は、特定労働局に提出する物で、じん肺管理区分決定申請を行うために必要なものですが、万一、今回の服役中に死亡するような事があったとしても、保険請求すらできないのでしょうか。労災の認定さえも申請できません。

じん肺健康診断を行い診断書を作って頂ければ、何ら問題は、ないのでありますが、これを特定刑事施設Bで行うには、どのようにしたらよいのか返答願いたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件開示請求は、特定刑事施設Aが保有する「特定年月頃特定刑事施設A内医務課で撮映した大腸のレントゲン1枚並び検査結果」及び特定刑事施設Bが保有する「特定年特定刑事施設B内医務課で撮映した肺のレントゲン2枚並び検査結果」の開示を求めているものである。
- 2 法45条1項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報は、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。

刑事施設内で撮影されるレントゲン写真及び検査結果に係る記録は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）2編2章6節に基づき作成されるものであることから、本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容されている又は収容されていたことを前提として作成されるものであり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものと認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして不開示とした決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年2月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月28日 | 審議 |
| ④ 同年7月5日 | 審議 |
| ⑤ 同年9月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報とは、「特定年月頃特定刑事施設 A 内医務課で撮映した大腸のレントゲン 1 枚並び検査結果。（特定刑事施設 A）」及び「特定年特定刑事施設 B 内医務課で撮映した肺のレントゲン 2 枚並び検査結果。（特定刑事施設 B）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法 45 条 1 項の規定により法の第 4 章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、これを不開示とする原処分をし、諮問庁もこれを妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第 4 章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法 45 条 1 項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第 4 章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、例えば、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第 4 章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件開示請求に該当する保有個人情報は、特定個人が刑事施設に収容されている、又は収容されたことがあることを前提として作成されるものであり、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報に該当することから、法 45 条 1 項により法の第 4 章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、刑事施設内で撮影されるレントゲン写真及び検査結果に係る記録であり、これらは、刑事収容施設法 2 編 2 章 6 節に基づき作成されるものであって、これを開示すると、特定個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法 45 条 1 項により適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判，刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は、同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史